

児童手当の制度が変更されています

令和6年10月（12月支給分）から児童手当の制度が変更されています。一部の人は、申請が必要です。変更点は以下のとおりです。

- 所得制限の撤廃…所得制限限度額および所得上限限度額を超過していた人も支給対象になります。
- 支給対象児童を高校生年代まで延長…支給対象児童が高校生年代（18歳に達する日以後最初の3月31日）まで延長になります。
- 多子（第3子以降）加算額の変更および多子加算カウント方法の見直し

・第3子以降の手当月額を3万円に増額します。

・児童手当受給者が監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をしており、生計費の相当部分を負担している大学生年代（*）の子を児童数のカウント対象にします。

（*）…18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以後最初の3月31日までにある子
申請期限 3月31日（月）（必着）

※申請期限までに申請があった場合は、令和6年10月分からさかのぼって支給します。申請期限を過ぎると申請受付日の翌月分から支給対象になります。

問合先 子育て支援課



制度改正後の手当月額（令和6年10月分以降）		
児童の年齢	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	
大学生年代	支給なし（児童数のカウント対象者）	

【下記に該当する人は申請が必要です】

①所得上限限度額以上のため、手当の支給がなかった人

令和6年10月分以降の手当が対象になるため、申請が必要です。

②高校生年代の児童を養育しており、中学生年代以下の児童を養育していない人

過去に児童手当等を受給していたが、15歳の年度末にて児童手当受給資格が喪失している場合は申請が必要です。

③高校生年代の児童について支給要件児童としての登録がない人

現在、中学生年代以下の児童の児童手当を受給中でも、高校生年代の児童について支給要件児童として登録がない人は、児童手当の増額の申請が必要です。

④大学生年代の子に対し、経済的負担があり、第3子に影響がある人

大学生年代の子について、以下の2点を満たす場合に確認書の提出があれば第3子以降加算のカウントの対象になります。

●監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をしている

●生計費の相当部分を負担している

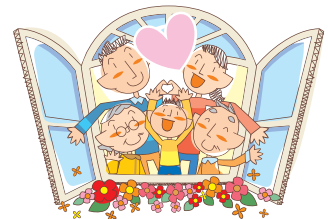
確認書の提出がない場合、下に弟妹がいても、当該児童が第3子以降加算の人数カウントの対象になりません。

※すでに申請しているが2月10日に振込がない、増額されていない場合は至急確認してください。

令和6年度 泉佐野市低所得世帯支援給付金

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、「住民税非課税世帯」「住民税均等割のみ課税世帯」に、1世帯あたり合計3万円を給付します。

3月初旬～中旬（予定）に対象となる世帯主宛に案内を送付しますので、必要事項を記入し、オンライン申請または郵送で案内に記載の申請期限（必着）までに提出してください。さらに、「こども加算分」については、上記の「住民税非課税世帯」と「住民税均等割のみ課税世帯」で、18歳以下の児童がいる世帯に児童1人当たり別途2万円を給付します。対象となる世帯主宛に、上記給付金の給付後、支給通知書を順次送付します。



上記給付金を受給した世帯のうち、令和6年12月14日以降に本市を転出し、転出先で申請期限までに出生した新生児などにかかる給付金は申請が必要です。該当する人は、地域共生推進課へ申し出の上、別途お知らせする申請期限までに提出してください。

問合先 平日 午前9時～午後5時に泉佐野市低所得世帯支援給付金コールセンター（☎463-2181）へ
※内容については変更する場合がありますので、詳しくは市ホームページ（ID:13150）をご覧ください。

低所得世帯支援給付金の給付を装った特殊詐欺などに注意してください！

- 低所得世帯支援給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
 - 低所得世帯支援給付金の給付のため、手数料の振込を求めることはありません。
 - 低所得世帯支援給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。
- ※低所得世帯支援給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。